

土壤汚染調査・対策の現状と 土壤汚染対策法の考え方

1. 現 状 土壌汚染の調査・対策

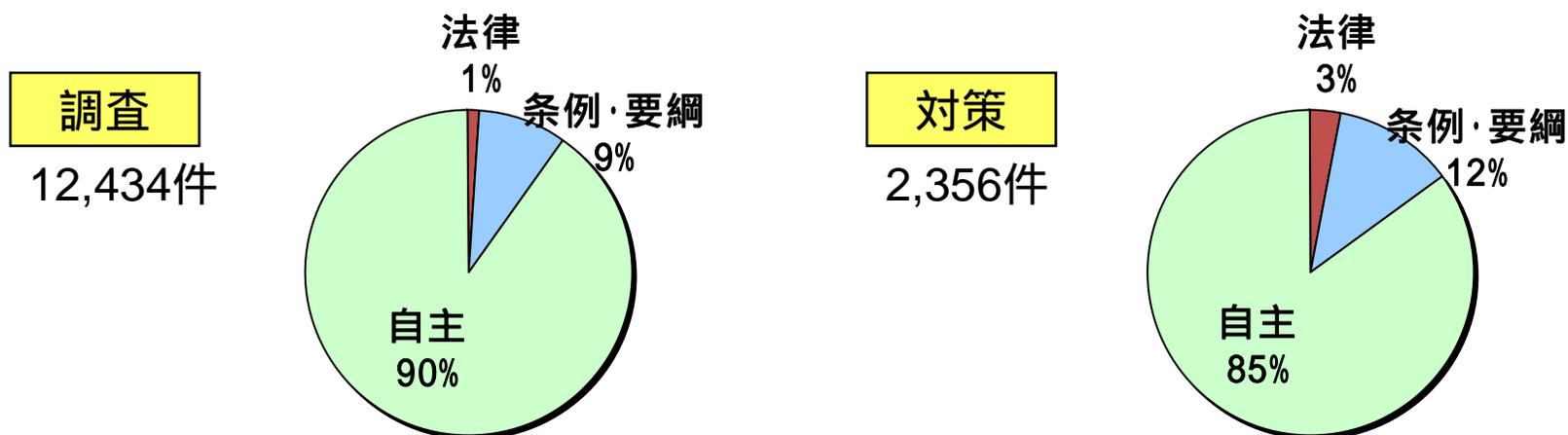
- 土壌汚染の調査件数、対策件数は近年、全国的に増加傾向で推移。
 - 土壌汚染対策法に基づく調査、地方公共団体の条例・要綱に基づく調査が増加傾向。

土壌汚染対策法に基づく土壌汚染状況調査の実施件数(環境省調べ)

平成15年度	90件
平成16年度	164件
平成17年度	183件
平成18年度	185件

(平成18年度は平成19年2月14日までの件数)

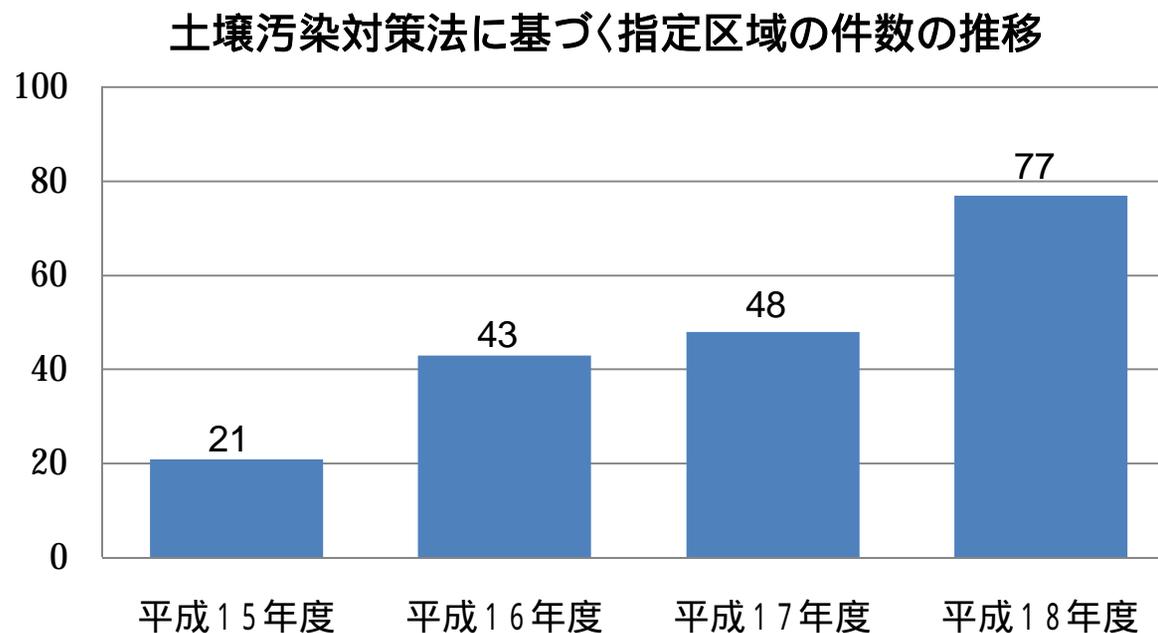
- この他、土地売買等を契機とした自主的な調査が増加しており、それによって汚染が見つかるケースも多い。
- 調査件数、対策件数とも、法律に基づくものは少なく、法律や条例・要綱に基づくものよりも、自主的なものの方が多い。



(出典)「土壌汚染状況調査・対策に関する実態調査結果」(平成18年度) (社)土壌環境センター

1. 現 状 指定区域

- 土壤汚染対策法に基づく指定区域の指定件数が増加傾向。



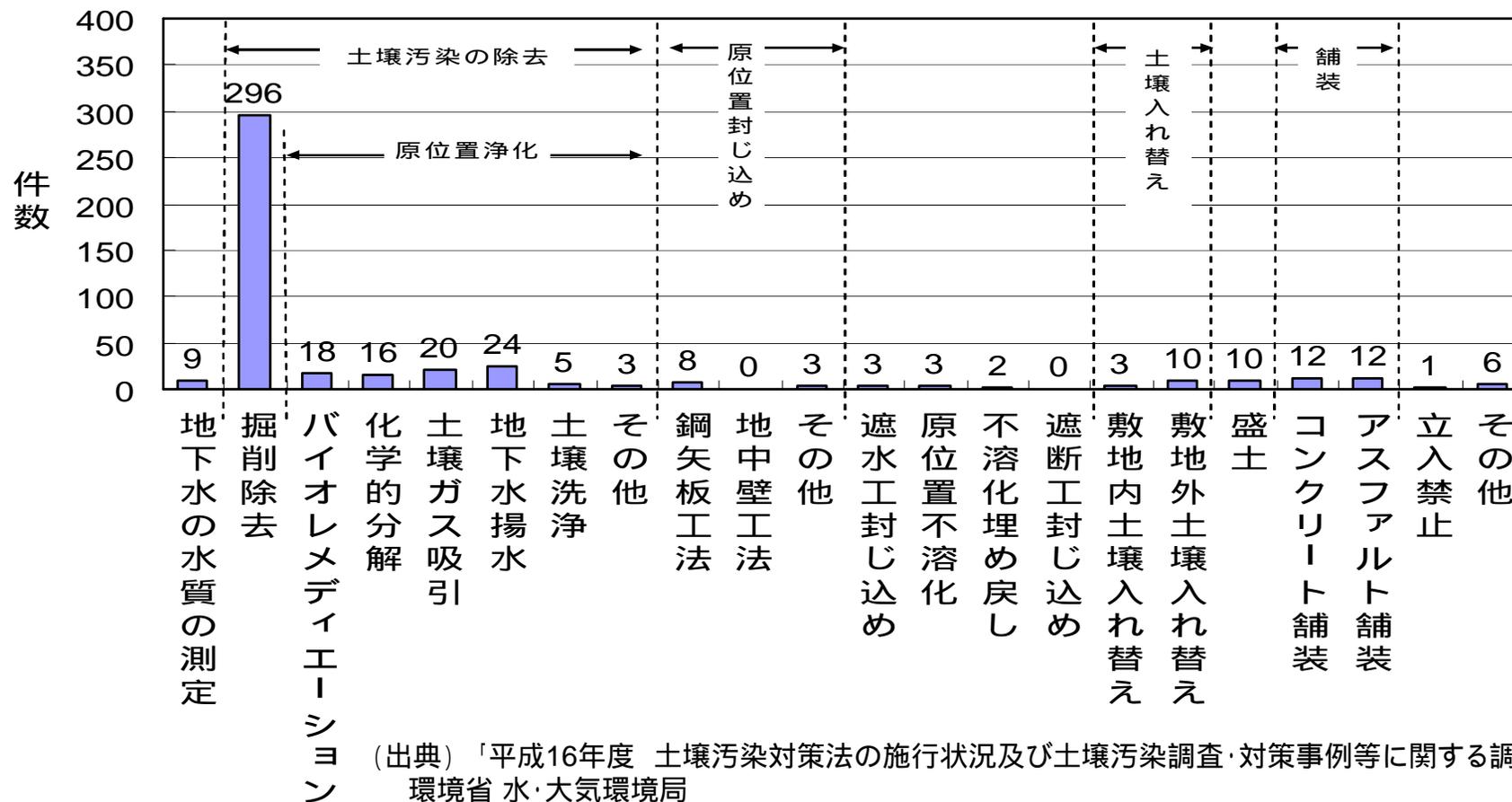
(環境省調べ)

- 法施行(平成15年2月)から平成18年度末までに合計189件の区域が指定区域に指定され、そのうち83件の指定区域において、土壤汚染の除去が実施され、指定区域が解除されている。

1. 現状 対策の内容

- 対策の内容に関して、「掘削除去」が選択されることが多い。掘削除去に比較して対策費用が安い「盛土」、「封じ込め」あるいは「原位置浄化」等が選択されることは少ない。
- その理由として、盛土や封じ込め等の対策方法では、汚染土壌は依然として土地に存在するため、取引価格や取引成立に影響したり、土地利用に関する事実上の制約が働くなど経済的側面が挙げられる。原位置浄化の対策方法は、対策に要する期間や適用できる現場の地質等の制約が課題となる。

(注)法適用外の事例で都道府県市が把握した事例を含む。



1. 現 状 経 済 問 題 の 側 面

■ 土壌汚染は、環境問題だけでなく、経済問題の側面も大きい。

- 不動産取引や再開発の際には、土壌汚染の調査・対策を行うことが一般的になってきている。

$$(\text{土壌汚染地の価値}) = (\text{土壌汚染が無いものとした価値}) - (\text{措置費用}) - (\text{スティグマ})$$

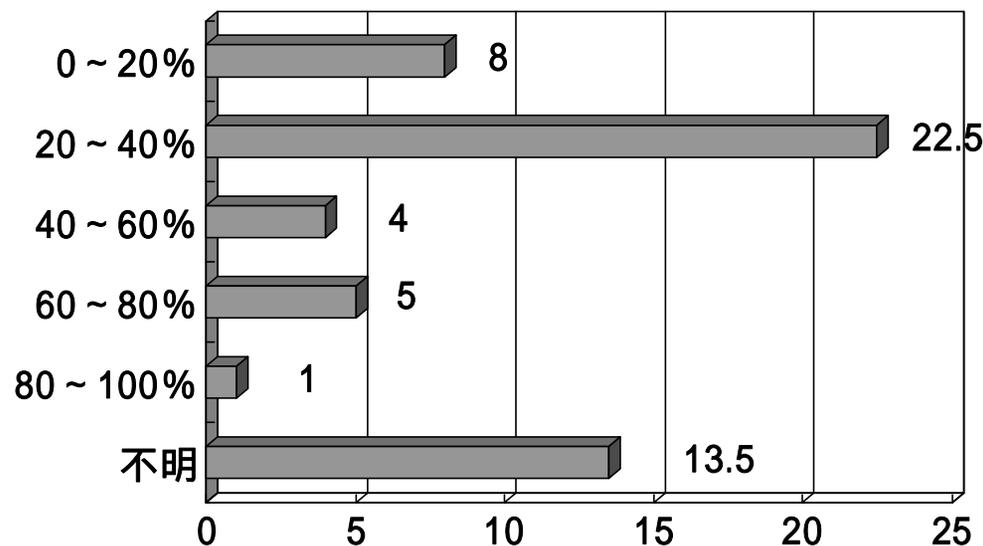
- 土地の鑑定評価において、土壌汚染が考慮される。鑑定評価で差し引かれる対策費用は、土壌汚染対策の現状を反映して、「掘削除去」に要する費用となるのが通例。
- 企業会計において、固定資産の除去の際に生じる環境汚染対策費を、債務(資産除去債務)として位置づける動き。
- 金融機関では、融資の担保評価の際に土壌汚染が考慮されるようになってきている。
- 以上のようなことが自主的な調査、対策が増加する要因ともなっている。

1. 現 状 ブラウンフィールド問題

- ブラウンフィールド問題が一部で既に顕在化し始めている。大都市に比べて地価が比較的安い地方において、今後顕在化することが懸念される。

一般的に、対策費用が土地価格の3割を超えると売却が困難

「土壤汚染対策費が土地価格に対し、どの程度を超えれば、土地売買が不成立になる事例が多いか？」(土壤環境センター会員企業アンケート)

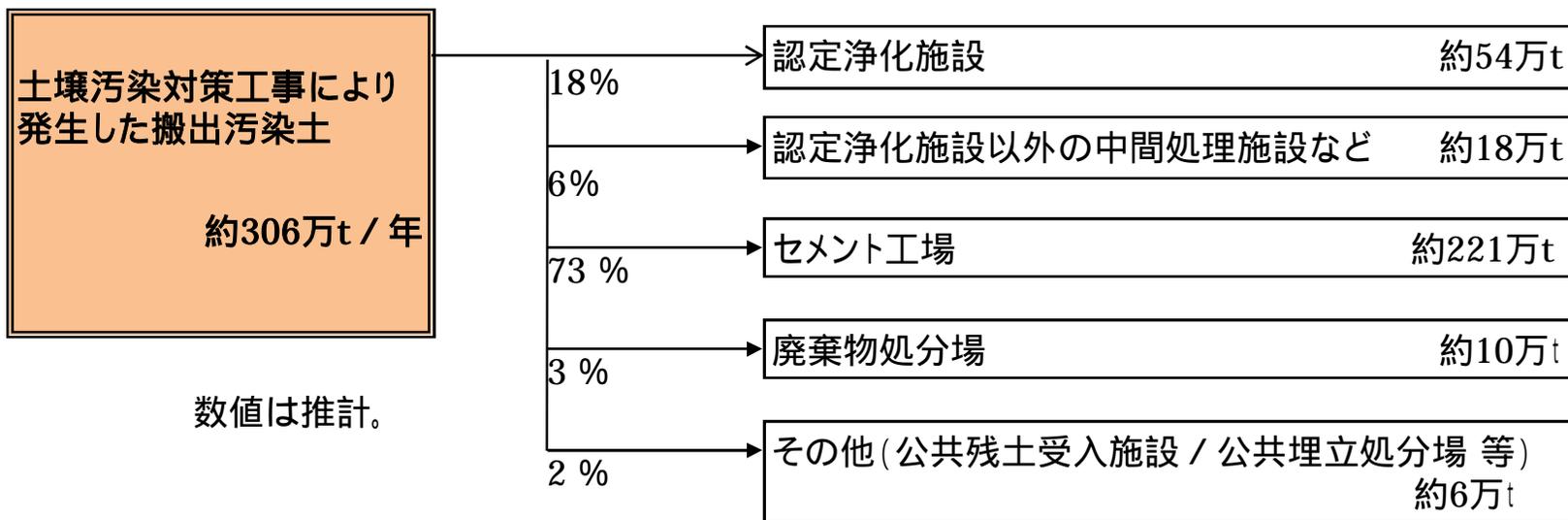


(出典)「土壤汚染をめぐるブラウンフィールド問題の実態等について 中間とりまとめ」(平成19年3月)

土壤汚染をめぐるブラウンフィールド対策手法検討調査検討会

1. 現 状 搬出汚染土

- 平成17年度に、ゼネコン25社で約306万トンの汚染土が、土壌汚染対策工事により搬出されていると推定される。搬出先は、以下のように推定される。



(出典)「汚染土不適正処理に関する実態調査」(平成19年3月)(財)産業廃棄処理事業振興財団

- 現場から搬出される汚染土の処理に関して、一部で不適切な処理が行われている懸念がある。

不適切な処理の例 (第1回資料6より)

- (1) 六価クロム汚染残土放置(平成18年7月)
- (2) 水銀汚染土不適切処理(平成18年11月)
- (3) ひ素汚染残土の堆積(平成18年10月)

2. 土壌汚染対策法の考え方

■ 土壌汚染の特徴

- 過去に汚染された土地が多数存在している可能性がある。(過去の負の遺産)
- 土壌汚染の場合、水や大気の汚染と比較して有害物質が移動しにくいので、摂取経路を適切に遮断することにより健康被害を防止することが可能。

■ 調査の契機

- 汚染の蓋然性が高い土地(有害物質使用特定施設が設置されている場所)を対象として、調査や対策を行いやすい工場・事業場の廃止という時点をとらえて、土壌汚染状況調査を実施。
- その他、都道府県知事が土壌汚染による健康被害のおそれがあると認める場合に調査を命令。
- 調査のレベルを確保するため、指定調査機関が調査。

2. 土壌汚染対策法の考え方

■ 健康被害の防止のための措置

- 土壌汚染の存在する場所を指定区域として指定し、一般に周知するため公示。
- 指定区域では、健康被害の防止の観点から土地の形質変更に際して、届出を義務づけ。
- 指定区域では、一般人が立ち入る場合や、地下水が飲用されている場合など、健康被害のおそれがある場合には、摂取経路を断つために必要な対策を命ずることができる。(措置命令)
 - 指定区域内であっても健康被害のおそれがない場合もあり、その場合は措置不要。(ただし、土地の形質変更の際には留意が必要)
 - 摂取経路を断つことができれば、掘削除去の必要はない。
- 措置命令に基づく対策の推進のための規定
 - 土地所有者が対策を講じた場合、汚染原因者に対して対策費用の負担を求められることができる。
 - 汚染原因者ではない土地所有者に対して、基金による経済的支援。